

警 教 甲 達 第 2 号
令 和 6 年 2 月 2 7 日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察の技能指導官等に関する要綱の制定について

技能指導官制度については、福井県警察の技能指導官に関する要綱の制定について（平成18年警務甲達第27号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、より効果的な伝承教養を目的として、新たに別添のとおり「福井県警察の技能指導官等に関する要綱」を制定し、令和6年4月1日から実施することとしたので効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は、令和6年3月31日をもって廃止する。

別添

福井県警察の技能指導官等に関する要綱

第1 目的

この要綱は、実務経験が豊富な警察職員（以下「職員」という。）の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、組織全体における専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 技能指導官等審査委員会

- 1 準技能指導官、技能指導官及び技能伝承官（以下「技能指導官等」という。）の適格性を審査するため、警察本部に技能指導官等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の組織は、別表1のとおりとする。
- 3 委員会の審査は、原則として、書面による持ち回り審査とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、委員会を招集し、審査に付するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求めることができる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長を代理するものとする。
- 6 委員会の庶務は、教養課において処理するものとする。

第3 技能指導官等に充てる職員

技能指導官等は、警部補以上（同相当職を含む。）の階級にある職員の中から、次の各号に該当し、第4に規定する委員会の審査を経た者をもって充てる。

- (1) 準技能指導官は、原則として、40歳以上60歳以下（60歳に達する日の属する年度の末日まで）かつ別表2の専門的技能等に係る実務経験が10年以上の者
- (2) 技能指導官は、原則として、45歳以上60歳以下（60歳に達する日の属する年度の末日まで）かつ別表2の専門的技能等に係る実務経験が15年以上の者で、準技能指導官の経験を有している者
- (3) 技能伝承官は、年齢が60歳以上（61歳に達する日の属する年度の初日以降）で技能指導官の経験を有している者

第4 技能指導官等の推薦及び審査

- 1 別表2の専門的技能に係る業務を主管する警察本部の所属長（以下「主管所属長」という。）は、技能指導官等の候補者として適格性を有する職員を、庶務担当課長を経由して専門的技能に係る業務を主管する警察本部の部長（以下「主管部長」という。）に上申するものとする。この場合において、主管所属長は、あらかじめ当該職員の所属する所属長の下承を得るものとする。
- 2 主管部長は、技能指導官等の候補者として上申のあった職員が適任であると認めたときは、準技能指導官推薦書（別記様式第1号）、技能指導官推薦書（別記様式第2号）又は技能伝承官推薦書（別記様式第3号）により、委員会に推薦するものとする。

第5 技能指導官等の任命

本部長は、委員会の審査において決定された職員を、技能指導官等に任命するものと

する。

第6 技能指導官等名簿の作成

教養課長は、技能指導官等が任命されたときは、技能指導官等名簿（別記様式第4号）を作成し、その周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

第7 技能指導官等の解任

- 1 主所属長は、病気その他の理由により、技能指導官等としての任務遂行に適しない事由が生じたと認めるときは、解任に係る意見を添えた上で主管部長に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた主管部長は、当該技能指導官等の解任が適当であると認めるときは、技能指導官等解任申請書（別記様式第5号）により委員会に審査を求めるものとする。
- 3 本部長は、委員会の審査において、解任が決定された技能指導官等を解任するものとする。

第8 技能指導官等の任務

技能指導官等は、次に掲げる方法により専門的技能等に関し、職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる職場教養
- (2) 採用時教養、専科教養等における学校教養
- (3) 招集日、講習会等における集合教養
- (4) その他、教養資料の作成等適当と認められる方法

第9 技能指導官等の運用

- 1 主所属長は、技能指導官等を運用するに当たり、技能指導官等年間運用計画書（別記様式第6号）及び四半期ごとに運用状況を検証した技能指導官等運用結果報告書（別記様式第7号）により、教養課長に報告するものとする。
- 2 所属長は、技能指導官等を積極的に活用した伝承教養に努めるものとする。
- 3 所属長は、技能指導官等による指導教養が必要と認めるときは、技能指導官等派遣申請書（別記様式第8号）により主所属長に派遣申請し、その写しを教養課長に送付するものとする。

第10 補則

この要綱に定めるもののほか、技能指導官等に関する必要な事項は、教養課長が別に定める。

別表・様式省略